

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市公営企業管理者

処分庁尼崎市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）による令和5年（2023年）12月20日付けの審査請求人に対する公文書部分開示決定処分（尼水計第425号の2）に対し、審査請求人が令和6年（2024年）1月27日付けで提起した審査請求（令和5年度審査請求第10号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

1 審査請求人による公文書開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）12月5日、処分庁に対し、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、次の文書の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

- ① 東園田町6丁目水道配水管布設工事の設計書のすべて
- ② 東園田町6丁目水道配水管布設工事の路線選定・箇所選定に至る意思決定過程の資料すべて
- ③ 「あますいビジョン2029」及び水道事業経営戦略の策定を外部に業務委託している場合その業務実施報告書（水道ビジョン、経営戦略それぞれ）すべて
- ④ 水道管路整備計画に関する資料すべて
- ⑤ 水道管路の更新年数の判断基準、水道管路の劣化度評価に関する分析資料及びその意思決定資料すべて

2 処分庁による部分開示決定

本件開示請求に対し、処分庁は、令和５年（２０２３年）１２月２０日、条例第１１条第１項の規定による公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

３ 審査請求人による審査請求と追加開示

審査請求人は、本件処分に対し、令和６年（２０２４年）１月２７日、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

処分庁は、令和６年（２０２４年）４月１６日、本件処分の一部を変更して、不開示としていた情報の一部を開示した。（以下「第一次変更処分」という。）

令和６年（２０２４年）５月２９日、審査請求人は、処分庁が第一次変更処分においてなお不開示を維持した情報について、不開示を維持する必然的理由が存在しない部分については速やかに開示するよう反論した。

処分庁は、令和６年（２０２４年）９月９日、第一次変更処分の一部をさらに変更して、不開示としていた情報の一部を開示した。

審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

(1) 東園田町６丁目水道配水管布設工事の路線・箇所選定に関する意思決定過程について

東園田町６丁目水道配水管布設工事は、市民生活に多大な影響を与える公共性の高い工事であり、処分庁は、工事に関する情報公開を積極的に進めていかなければならない立場にあるところ、今回の開示をもってしても当該工事の路線選定に係る意思決定過程を知ることができず、日本国憲法第２１条の「知る権利」を阻害している。

水道の耐震化計画及びその意思決定過程を自治体ホームページ等で広く一般に公開している水道事業体は多く、尼崎市だけ非公開とする理由は見当たらない。生駒市や羽曳野市などはホームページにおいて公開している。

尼崎市水道管路更新（耐震化）計画及び当該工事を執行する蓋然的な理由やその意思決定過程に関する資料は、「地方公共団体の意思形成過程情報で、開示することにより当該又は同種の意思形成を公正、適切に行うことに著しい支障が生じる恐れのあるものが記録された公文書」には該当しないため、処分庁は、関係法令及び指針に基づき、これらの文書を開示すべきである。

(2) 更新事業費について

工事予定価格はある程度推測可能なものであり、概算工事費を非公開にしたからといって工事予定価格の推定が困難になるとは言い難いため、概算工事費を非公開とする理由が見当たらない。

(3) 配水管網図等に記載された配水管路の位置や属性の情報について

テロ行為の選定となり得る消火栓やマンホール、水管橋の位置を不開示とすること、また、水の汚染を防止するため、取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及

びポンプ井に関する情報を不開示とすることは理解する。しかし、消火栓やマンホール、水管橋は、図面の開示を行わなくてもその位置を容易に知ることができるため、図面を不開示にしたからといって、これらからの毒物混入を防止できるとは考えにくい。尼崎市の周辺地方自治体でも芦屋市、三田市、宝塚市、伊丹市、川西市などが水道施設の埋設位置の状況を公開しており、一般市民でも閲覧が可能な状態になっているので、処分庁は、関係法令で一般市民の立ち入りが規制されている箇所のみを不開示としたうえで、その他のすべての図面を開示すべきである。

2 処分庁の弁明

(1) 東園田町6丁目水道配水管布設工事の路線・箇所選定に関する意思決定過程について

当該路線の更新優先度の順位などの具体的な情報を開示することは、「地方公共団体の意思形成過程情報で、開示することにより当該又は同種の意思形成を公正、適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるものが記録された公文書」には該当しないため、「あますい実施計画<前期>の策定について」を開示した。

(2) 更新事業費について

業務委託実施時点から年数が経過しており、昨今の人件費及び材料費の高騰等の社会情勢を鑑みると、工事概算金額と現時点の各工事の予定価格には差異が生じていることを踏まえ、「配水管網再構築計画策定業務委託報告書」及び「施設整備計画基礎資料作成業務委託報告書」を開示した。

(3) 配水管網図等に記載された配水管路の位置や属性の情報について

水道供給の安全性を脅かすリスクについては、そのような事態が万が一でも発生する可能性があるならば対策しておくことが重要である。

しかしながら、全市に配置した配水管の位置や口径等が記載された市内全体の配水管網図を開示しても、当該情報から水道施設の具体的な情報を読み取ることは不可能であり、水道供給の安全性に支障を及ぼすとはまでは断定できないと考えられるので、これを開示した。

審査請求人に対する不開示部分の有無の確認

以上のとおり、審査請求人による主張、処分庁による弁明がなされたが、具体的にどのような文書が不開示なのかが不明確であったため、審理員において、審査請求人及び処分庁に対し、いまだに不開示とされる文書があるか否かの質問をした。

質問に対し、審査請求人は、令和7年（2025年）10月5日、「これ以上の追加開示は求めません。」と回答した。

また、処分庁は、令和7年（2025年）10月8日、開示した文書と不開示にした文書を明らかにした上で、「処分庁の令和6年9月9日付けの追加開示により、審査請求人が本件公文書開示請求により開示を求める内容は実質的に充足されて開示されており、もはや、本件審査請求によって争うべき審査請求人が回復できる審査請求上の利益は存し

ないと考えるため、請求の却下を求めます。」と回答した。

理 由

1 審査請求の利益の有無について

本件審査請求は、本件処分が条例に基づく開示として不十分であるとして申し立てられたものであるが、本件処分の後に処分庁により追加処分がなされたことにより、審査請求人は、これ以上の追加開示を求めないと考えるに至った。

それゆえ、現時点においては本件処分を取り消しする実益がなく、審査請求の利益がない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和8年（2026年）5月29日

審査庁 尼崎市長 松本 眞